

総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が相談に応じます

総務省の「行政相談」は、暮らしの中での行政に関する困りごとや「どこに相談したらいいかわからない」といった疑問・要望の相談を無料で受け付け、解決・改善につなげます。

市では、総務大臣から委嘱を受けた6人の行政相談委員が各地域で相談所を開設しています。秘密は固く守られますので気軽に相談してください。

※行政相談の開設日程は、27ページ「11月の相談」を確認してください。

行政相談委員



岡島 勤 乗田 省三 佐々木 忠則 岩見 宏 中尾 澄江 今井 憲治

一日総合相談室を開設します 特設行政相談所「一日総合相談室」を開設します。

日時／11月12日(金) 10時～15時 場所／クリスタルアージュ4階小ホール

相談員(予定)／国、県、市の相談員や弁護士、司法書士、行政書士など

問総務課 行政係

☎お太助フォン 42-5611 📠 42-4376

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者へ 令和3年度安芸高田市事業継続応援金

《給付額》 上限20万円 《申請期限》 12月28日(火) ※当日消印有効

《申請窓口》 安芸高田市商工会

《申請方法》

市ホームページ「令和3年度安芸高田市事業継続応援金について」に掲載しています。

<https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syoukou/r171/>



商工業者

※以下の全てに該当する事業者

- 本店、もしくは運営する事業所・工場・店舗・施設などが本市にある事業者、または本市に住民票があり、本市内で自営業・小売業などを個人で営む事業者
- 2019年以前から事業収入(不動産・利子・配当・給与などは含みません)があるか、年額20万円を超える雑所得(業務)があり、今後も事業を継続する意思がある事業者
- 「2020年12月から2021年9月までの月別平均収入」が、「2019年の年間売上を12で割った額」より20%以上減少している事業者

問安芸高田市商工会 ☎42-0560

問商工観光課 商工振興、企業・サテライトオフィス誘致係

☎お太助フォン 47-4024 📠 42-1003

農業者

※以下の全てに該当する事業者

- 販売先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けているなど、売上の減少理由が明らかな事業者
- 本店が本市にある農業法人か、本市に住民票があり、本市内で農業を営む個人農業事業者(2019年分の確定申告で所得の50%以上が農業所得の方)
- 2019年以前から農業収入(不動産・利子・配当・給与などは含みません)があり、今後も農業を継続する意思がある事業者
- 「2020年12月から2021年9月までの月別収入」と、「2018年12月から2019年9月までの月別収入」を比較して、原則同月比で農業収入が20%以上減少した月がある事業者

問地域営農課 営農支援係

☎お太助フォン 47-4021 📠 42-1003

制度に関する
お知らせ

行政情報

マイナポイント 受け取り期間が延長されました

国が実施しているマイナポイント事業の実施期間が、9月末から12月末へ延長されました。

■マイナポイント事業

4月末までにマイナンバーカードを交付申請し、取得した方を対象に実施している事業。マイナンバーカードの受け取り後、マイナポイントを申し込み、登録したキャッシュレス決済サービスで期間中にチャージ、または買い物をする事で、上限5,000円分の決済サービスのポイントがもらえます。

※4月末までに交付申請していれば、5月以降にマイナンバーカードを受け取った方もマイナポイントがもらえますので、交付申請済みでマイナンバーカードを受け取っていない方は、忘れずに受け取ってください。

■マイナンバーカード総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

問総合窓口課 窓口係

☎お太助フォン 42-5616 📠 42-2130

手話通訳・要約筆記資格 受験費用を助成します

「手話通訳」「要約筆記資格」の受験費用を助成しています。希望する方は社会福祉課障害者福祉係に申請してください。

《対象試験》

- 手話通訳者全国统一試験
- 全国统一要約筆記者認定試験

《対象者》 ※以下の全てに該当する方

- 本市に住民票がある方
- 市の意思疎通支援登録者として活動が可能な方
- 受験費用の補助を他に受けていない方

《助成額》

- 試験の受験料

※申請には受験票の写しと受験料の領収書の写しが必要で、試験終了後に申請してください。

※試験結果は問いません。

問社会福祉課 障害者福祉係

☎お太助フォン 42-5615 📠 42-2130

国民健康保険・後期高齢者医療保険 服薬の重複や薬の飲み合わせを確認しましょう

11月下旬から、被保険者の病気の重篤化防止や医療費削減を目的として、服薬情報通知を送付します。

通知を受けた方は、その通知をかかりつけ医やかかりつけ薬局で提示し、重複している薬や飲み合わせの悪い薬を確認してください。

《対象》 ※以下の全てに該当する方(加入保険ごと)

○国民健康保険

- 60歳以上75歳未満の方
- 6種類以上の薬を服用している方
- 2か所以上の医療機関を受診した方

○後期高齢者医療保険

- 6種類以上の薬を服用している方
- 2か所以上の医療機関を受診した方

■外出時には「お薬手帳」を携帯しましょう

外出時の思わぬけがや体調不良で、病院を利用することもあります。いつも服用している薬やアレルギーなどの情報を「お薬手帳」に記録しておくことで、自身の健康を守るために大変役立ちます。

「お薬手帳」は病院や薬局ごとに別々の手帳を作らず一冊にまとめましょう。



問保険医療課 医療保険年金係

☎お太助フォン 42-5619 📠 42-2130